

予防接種に関する事務に係る 特定個人情報保護評価書に対するパブリックコメントの実施について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）による社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、特定個人情報保有する事務については、特定個人情報保護評価が義務付けられた。

また、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を予防するため、令和2年12月9日に「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）」が制定され、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種が予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく臨時接種に位置付けられた。

従来から、予防接種事務においてマイナンバーを利用するため、既に特定個人情報保護評価は実施済みであり、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においても、特定個人情報等の取扱いが新たに生じたため、特定個人情報保護評価を実施したところである。

今回、予防接種に関する事務のうち、新型コロナウイルスワクチン接種事務において、さらに新たな特定個人情報の取扱いの変更が生じたため、評価の再実施が必要となり、対象人数が30万人を超えることから、基礎項目評価書及び全項目評価書を公表し、市民の意見を求めるためのパブリックコメントを実施するものである。

1 特定個人情報保護評価

国の行政機関や地方公共団体が、特定個人情報ファイル（個人番号（以下、マイナンバー）をその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱う事務について、個人のプライバシー等に与える影響を予測したうえで、個人情報の漏えい等のリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を自ら評価し、公表するもの。

2 評価の目的

- (1) 個人のプライバシー等の権利侵害の未然防止
- (2) 国民・住民の信頼の確保

3 新型コロナウイルスワクチン接種事務の変更点

(1) 新型コロナワクチン接種証明書アプリ

ワクチン接種記録システム（VRS）に新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能が追加

- ・ スマートフォン用「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」を国が配布
- ・ 希望者は当該アプリを所有するスマートフォンにダウンロードし、マイナンバーカード及びパスワードによる本人認証を行うことで、QRコード付き接種証明書が

電子的に交付（表示）

- ・ 交付希望者による申請行為は不要で、瞬時に接種証明書を表示

(2) 他市区町村への接種記録照会の運用の変更

ワクチン接種記録システム（VRS）による他市区町村への接種記録照会において、他市区町村からの転入者の接種履歴を照会できるよう運用を変更

- ・ 本人からの同意及び申請を不要とし、転入届の内容に基づいて転出元の市区町村に接種履歴を照会することが可能
- ・ VRSを用いて複数の対象者の接種記録を他市区町村に一括照会できる機能が追加
- ・ 転入者の負担を軽減し、3回目接種券を速やかに対象者に送付することが可能

4 特定個人情報保護評価書の主な変更内容

(1) 変更点

- ① 基本情報、特定個人情報保護ファイルの概要、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策に、ワクチン接種記録システム（VRS）の接種証明書の電子交付機能の利用に関する内容を追記
- ② 特定個人情報ファイルの概要、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策に、ワクチン接種記録システム（VRS）による他市区町村への接種記録照会の運用の変更に関する内容を追記及び修正
- ③ デジタル庁創設により、行政機関の名称を修正

(2) リスク対策

- ① VRSのデータベースは、市区町村ごとに区分され、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセスを国が一律でセキュリティを担保
- ② VRSでの個人情報利用は、情報漏えい防止のため、暗号化された通信回線を使用し、接種会場からはマイナンバーへアクセスできないように国が一律でセキュリティを担保
- ③ VRSへの照会作業は特定個人情報ファイルの適切な取り扱いのもと、市職員が直接作業を行う

5 特定個人情報保護評価実施スケジュール

- (1) 令和4年4月18日～5月17日住民等の意見聴取（パブリックコメント）
※市政だより4月15日号に掲載
- (2) 令和4年6月上旬
北九州市個人情報保護審査会へ諮問
- (3) 令和4年6月下旬
北九州市個人情報保護審査会を開催
- (4) 令和4年7月中旬
評価書の公表